

議 答 申 個 第 5 1 号

令 和 3 年 3 月 2 日

生駒市長 小 紫 雅 史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 吉 川 正 史

実施機関の個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する  
電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて（答申）

令和3年2月2日付け生健第509号で諮問のあったことについて、当審議会の意見は、  
別紙のとおりです。

答 申

<p>審議案件</p>	<p>新型コロナウイルスワクチン接種に係る予約システムの導入に伴い、民間のデータセンターと実施機関（生駒市長）の個人情報を処理する電子計算機とを結合することについて</p>
<p>審議会の意見</p>	<p>適当なものと認める。          なお、直接収集する個人情報以外に権限を越えた個人情報を取得することになってしまうことが考えられるため、それに対する保護対策について契約書に記載しておくこと。</p>
<p>審議内容</p>	<p>当審議会は、全国一律に処理することが国から要請されていること、オンライン結合に対する公益上の必要性が認められること、収集する個人情報の内容が当該事務の目的を達成するために必要な範囲内であること、政令指定都市をはじめとする全国の自治体で実績のある健診予約システムを基にしたシステムであることから、本件結合は、公益上必要があり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるため、本件結合を適当なものと認め、上記の通り意見をとりまとめた。</p>
<p>審議日</p>	<p>令和3年2月2日</p>
<p>取り扱う個人情報 情報の項目</p>	<p>任意番号（接種券番号）、性別、生年月日、メールアドレス、電話番号</p>
<p>結合先</p>	<p>マーソ(株)、日本旅行ビジネスソリューションズ(株)</p>
<p>所管課</p>	<p>福祉健康部 健康課</p>